変 更 後	変 更 前
目次	目次
「1. はじめに」 関連	「1. はじめに」 関連 1 - 1 - 1 - 立地適正化計画とは 2 - ◆ 株拠法 2 - ◆ 立地適正化計画制度創設の背景 2 - 2 - ◆ 本地適正化計画制度創設の背景 2 - 2 - 2 - 4 - 2 - 2 - 4 - 2 - 2 - 2 -

更	後			変	更	Ī

「5.都市機能誘導区域及び誘導施設」 関連 ················ <u>77</u> -
5 — 1. 都市機能誘導区域 ····· <u>78</u> -
1. 都市機能誘導区域とは ······ <u>78</u> -
◆都市機能誘導区域の基本的な考え方 <u>78</u> -
2. 久留米市における都市機能誘導区域の設定について ······ <u>79</u> -
◆久留米市における都市機能誘導区域設定の考え方 ················ <u>79</u> -
5 — 2. 誘導施設
1. 誘導施設とは ······ <u>89</u> -
◆誘導施設の基本的な考え方
◆誘導施設の設定 ····· <u>89</u> -
2. 久留米市における誘導施設の設定について ······ <u>91</u> -
(1)誘導施設検討の流れ ····· <u>91</u> -
(2) 地域特性からみる必要施設の検討【Step1】
(3) 各拠点への誘導施設設定【S t e p 2】 ······ - <u>103</u> -
(4)必要な機能の充足状況【Step3】 ······ - <u>105</u> -
3. 誘導施設について(再掲) ····· - <u>112</u> -
4. 届出制度について ······ - <u>114</u> -
「7.計画の評価」 関連 ········ - <u>115</u> -
1. 計画の目標値
(1)目標値について - <u>116</u> -
(2)目標値
参考資料
1. 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口結果 ······· - <u>124</u> -
2. 地域別カルテ(人口、人口密度、都市機能の人口カバー率、誘導区域図) 125 -
3. 中心点等の設定の考え方 <u>142</u> -
4. 各誘導区域に係る土地の取扱いについて <u>144</u> -

₹5.	都市機能誘導区域人	とび誘導施設」	関連	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	· • • • • • • • • • •	- <u>76</u>	_
5 -	- 1. 都市機能誘導	区域						- <u>77</u>	-
1.	都市機能誘導区域	とは						- <u>77</u>	-
	◆都市機能誘導区域	の基本的な考え	え方					- <u>77</u>	-
2.	久留米市における	都市機能誘導区	域の設定に	ついて				- <u>78</u>	_
	◆久留米市における	都市機能誘導區	区域設定の考	え方				- <u>78</u>	-
5 -	- 2. 誘導施設						· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	- <u>88</u>	-
1.	誘導施設とは						. 	- <u>88</u>	-
	◆誘導施設の基本的	」な考え方					. 	- <u>88</u>	-
	◆誘導施設の設定							- <u>88</u>	-
2.	久留米市における	誘導施設の設定	どについて					- <u>90</u>	-
	(1) 誘導施設検討の	の流れ						- <u>90</u>	-
	(2) 地域特性からみ	みる必要施設の	検討【Ste	p 1]				- <u>91</u>	-
	(3) 各拠点への誘導	算施設設定【S	t e p 2]					102	-
	(4) 必要な機能の3	充足状況【S t	ер3]					104	-
	誘導施設について								
4.	届出制度について							113	-
Г7.	計画の評価」 関連								
	(1) 目標値について								
	(2) 目標値							115	-
参考資		•••••							
	国立社会保障・人								
	地域別カルテ(人								
	中心点等の設定の								
4. 名	予誘導区域に係る土地	他の取扱いにつ	いて		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			140	-

- この【資料編】は、【本編】を補足する各資料を掲載しています。
- (※)の付いている用語については、「参考資料」に解説を掲載しています。
- データ分析等については、端数処理の関係上合計が 100%にならない、合計と一致しないことがあります。
- この【資料編】は、【本編】を補足する各資料を掲載しています。
- (※)の付いている用語については、「参考資料」に解説を掲載しています。
- データ分析等については、端数処理の関係上合計が 100%にならない、合計と一致しないことがあります。

変 更 後	変更前
「1. はじめに」 関連	「1. はじめに」 関連
立地適正化計画とは	1. 立地適正化計画とは
根拠法	◆根拠法
<u>略(変更なし)</u>	<u>略(変更なし)</u>
立地適正化計画制度創設の背景	◆立地適正化計画制度創設の背景
<u>略(変更なし)</u>	<u>略(変更なし)</u>
立地適正化計画における防災指針作成の背景 	
<u>第81条 略</u>	
2 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事	
項を記載するものとする。	
五 居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施	
<u>設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保</u> に関する指針(以下この条において「防災指針」という。)に関する事	
[に関する相談(以下との未に83いて「防火相談」という。)に関する事 「百	
六 第二号若しくは第三号の施策、第四号の事業等又は防災指針に基づく	
取組の推進に関連して必要な事項	
3 前項第四号に掲げる事項には、市町村が実施する事業等に係るものを記	
載するほか、必要に応じ、当該市町村以外の者が実施する事業等に係るも	
のを記載することができる。	
<u>4~24 略</u>	

変 更 後	変更前
都市再生特別措置法(以下「法」という。)は、こうした背景を踏まえ、今後も気候変動の影	
響により、自然災害が頻発・激甚化することが懸念されており、国・県・市といった行政や住民、	
民間事業者が一体となって防災まちづくりに取り組むため、令和2年6月に改正されました。	
防災指針は、誘導区域の内外にわたる都市の防災機能を確保するため、地域防災計画等の各種	
計画や新たな「流域治水」の考え方を踏まえ、災害リスクを明確にし、都市全体を見渡しながら、	
<u>持続可能な都市づくりを図ることが焦点となっています。</u>	
	2. 久留米市立地適正化計画の策定について
2. 久留米市立地適正化計画の策定について	◆立地適正化計画の位置づけ
◆立地適正化計画の位置づけ	<u>略(変更なし)</u>
	◆その他計画における「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の位置づけ
<u>略(変更なし)</u>	◆ Contain Encosit of a 27 to 1 2 7 to
	略 (変更なし)_
◆その他計画における「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の位置づけ	<u>чн (хэх эх э)</u>
mな (本主 み 1)	①久留米市新総合計画 基本構想(平成13年度~令和7年度)【抜粋】
<u>略(変更なし)</u>	
①久留米市新総合計画 基本構想(平成13年度~令和7年度)【抜粋】	% 略(変更なし)
S 略(変更なし)_	③久留米市国土利用計画【抜粋】
③久留米市国土利用計画【抜粋】	

④筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和3年4月)【抜粋】

<都市づくりの基本理念>

- 1. 持続可能な、快適で魅力ある都市生活を<u>身近な街なかで送ることができる</u>都市 づくり
- 2. 誇りがもてる美しい都市づくり
- 3. 地力のある都市づくり
- 4. 自然の保護や都市ストック活用により、環境にやさしいまちづくりを進める
- 5. 多様な主体が参画するまちづくり

<都市づくりの目標>

略(変更なし)

<都市構造の形成方針>

- ●都市構造の形成方針
 - ・ これまでの"拠点を中心とした都市づくり"から、"拠点と公共交通軸による 持続可能な都市づくり"へと拡充を図り、便利な場所で暮らせる持続可能な都 市づくりを進めていく。久留米市の拠点、公共交通軸は以下の通り

広域拠点: JR·西鉄久留米駅周辺

<u>拠点</u>: JR 田主丸駅周辺、西鉄北野駅周辺、西鉄犬塚駅周辺、久留米市役所城島 総合支所周辺

基幹公共交通軸: JR 九州新幹線、JR 鹿児島本線、JR 久大本線、西鉄天神大牟田線、西鉄甘木線

公共交通軸: 久留米市役所城島総合支所周辺~西鉄大善寺駅

- ●持続可能な都市づくりによる効果
 - ・ <u>持続可能な</u>都市づくりを目指し、拠点に加えて公共交通軸を新たに設定することで、商業、医療、文化などをはじめとした生活サービスなどの都市機能を、公共交通が使いやすい沿線に呼び戻していく。
- ●公共交通軸沿線のまちづくりの促進
 - ・ 拠点と公共交通軸による持続可能な都市づくりを進める一つの方策として、 高齢者や環境にやさしい公共交通軸の沿線に居住を誘導し、居住者が医療・ 福祉・子育て支援・商業等の生活サービスを利用できるようにすることが必 要。そのため、公共交通軸の沿線の自治体間で、これらの生活サービスを利 用できるよう相互に補完する沿線都市群の形成を目指す。

⑤久留米市都市計画マスタープラン(平成24年12月(令和2年3月改定))【抜粋】

略(変更なし)

S

⑦久留米市地域公共交通網形成計画(平成27年8月)【抜粋】

④筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成29年1月)【抜粋】

<都市づくりの基本理念>

- 1. 持続可能な、快適で魅力ある都市生活を支える集約型の都市づくり
- 2. 誇りがもてる美しい都市づくり
- 3. 地力のある都市づくり
- 4. 自然の保護や都市ストック活用により、環境にやさしいまちづくりを進める
- 5. 住民が主体の参加と協働によるまちづくりを進める

<都市づくりの目標>

略(変更なし)

<都市構造の形成方針>

- ●都市構造の形成方針
 - ・ これまでの"拠点を中心とした都市づくり"から、"拠点と公共交通軸による <u>集約型の</u>都市づくり"へと拡充を図り、便利な場所で暮らせる<u>集約型の</u>都市づ くりを進めていく。久留米市の拠点、公共交通軸は以下の通り

広域拠点: JR·西鉄久留米駅周辺

<u>拠点</u>: JR 田主丸駅周辺、西鉄北野駅周辺、西鉄犬塚駅周辺、久留米市役所城島総合支所周辺

基幹公共交通軸: JR 九州新幹線、JR 鹿児島本線、JR 久大本線、西鉄天神大牟田線、西鉄甘木線

公共交通軸: 久留米市役所城島総合支所周辺~西鉄大善寺駅

- ●集約型都市づくりによる効果
 - ・ <u>集約型</u>都市づくりを目指し、拠点に加えて公共交通軸を新たに設定することで、商業、医療、文化などをはじめとした生活サービスなどの都市機能を、公共交通が使いやすい沿線に呼び戻していく。
- ●公共交通軸沿線のまちづくりの促進
 - ・ 拠点と公共交通軸による<u>集約型の</u>都市づくりを進める一つの方策として、高齢者や環境にやさしい公共交通軸の沿線に居住を誘導し、居住者が医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスを利用できるようにすることが必要。そのため、公共交通軸の沿線の自治体間で、これらの生活サービスを利用できるよう相互に補完する沿線都市群の形成を目指す。

⑤久留米市都市計画マスタープラン(平成24年12月)【抜粋】

略(変更なし)

S

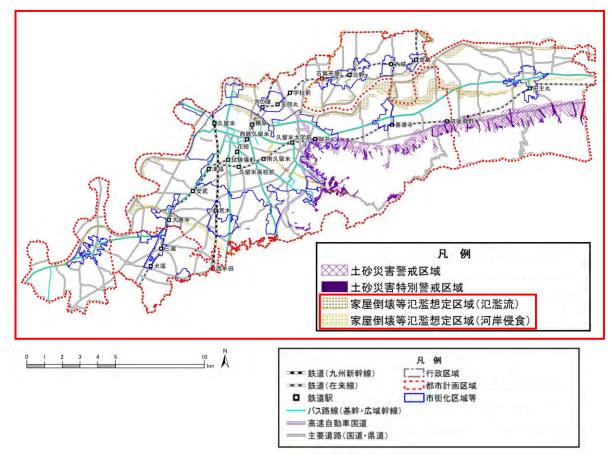
⑦久留米市地域公共交通網形成計画(平成27年8月)【抜粋】

変 更 後	変 更 前
「2. 久留米市の現状と将来の課題」 関連	「2. 久留米市の現状と将来の課題」 関連
1. 分析条件・方法について	1. 分析条件・方法について
S 略(変更なし)	S 略 (変更なし)_
3. 久留米市の人口推移	3. 久留米市の人口推移
4. 人口減少と高齢化により進行する課題	4. 人口減少と高齢化により進行する課題
(1)財政及び公共施設等の管理	(1)財政及び公共施設等の管理
§ <u>略(変更なし)</u>	<u>略(変更なし)</u>
(5)土地利用	(5)土地利用

変 更 後 変 更 前

(6) ハザード区域

- ✓ 災害の発生のおそれのある土地の区域を分析することは、本市の将来都市構造 を検討する上で重要な視点となります。
- ✓ 特に、土砂災害特別警戒区域をはじめ、災害リスクのある地区は、居住誘導区域に含まない(或いは慎重に判断するなど)こととされています。
- ✓ そこで、各種法規制等の位置づけから、災害の発生の恐れがある区域を整理します。
- 耳納連山山麓部で土砂災害警戒区域が指定
- 筑後川周辺の市街地に家屋倒壊等氾濫想定区域が指定
- 水防法に基づく筑後川等の河川の氾濫による浸水想定区域に加え、近年、短時間 に今まで経験しなかったような集中豪雨が頻発しており、低地部における内水氾 濫による浸水や低地の冠水等の危険性を有している



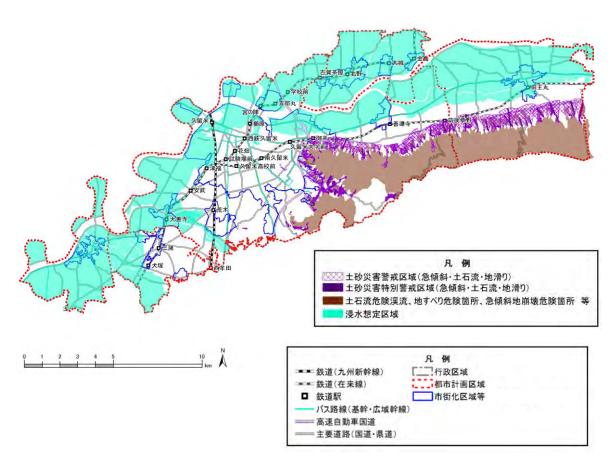
<<u>災害リスクの高い区域</u>> 資料:都市計画基礎調査、庁内資料等

(7)人口減少の更なる進行

略(変更なし)

(6) ハザード区域

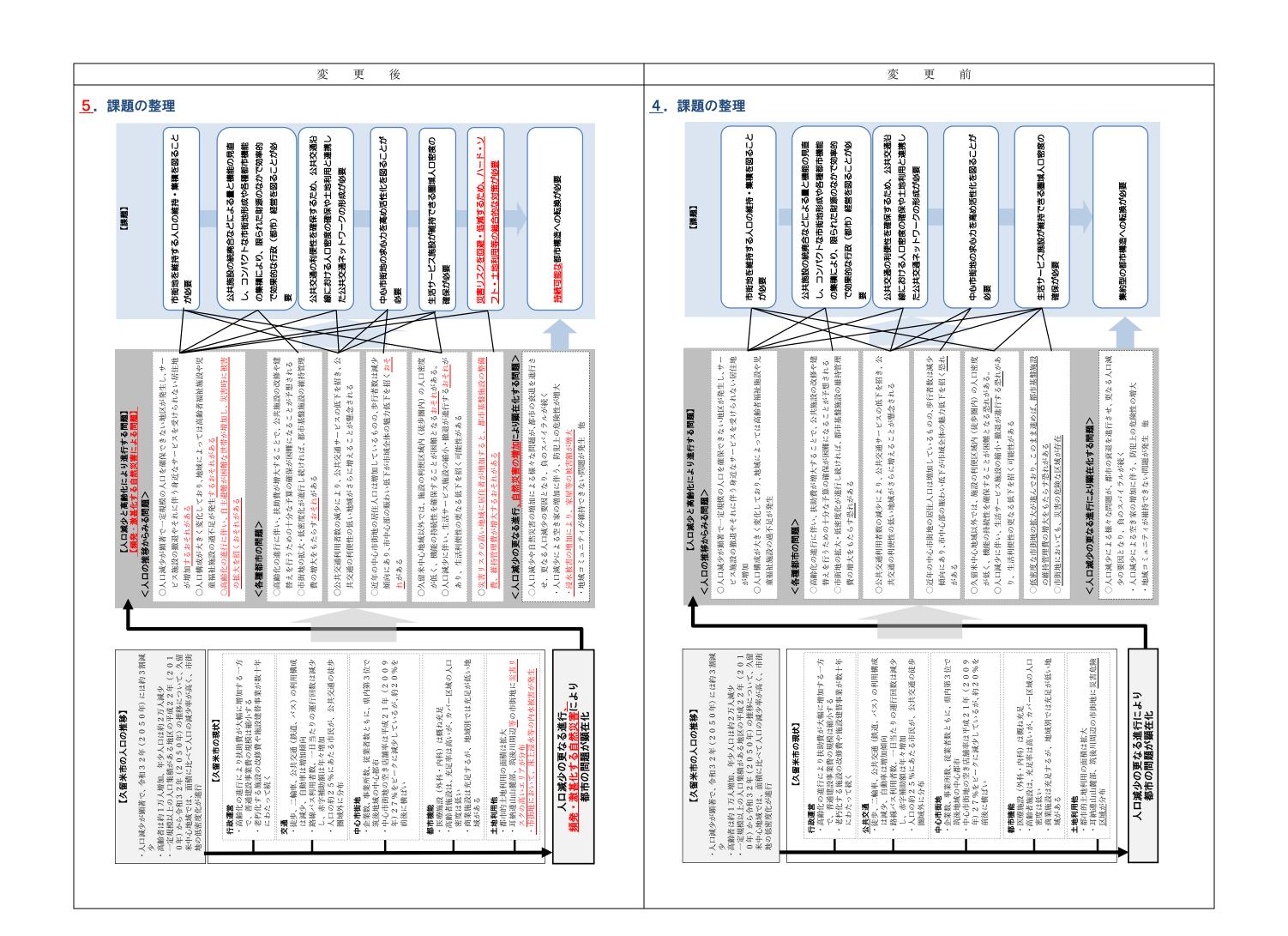
- ✓ 災害の発生のおそれのある土地の区域を分析することは、本市の将来都市構造 を検討する上で重要な視点となります。
- ✓ 特に、土砂災害特別警戒区域をはじめ、災害リスクのある地区は、居住誘導区域に含まない(或いは慎重に判断するなど)こととされています。
- ✓ そこで、各種法規制等の位置づけから、災害の発生の恐れがある区域を整理します。
- 耳納連山山麓部で土砂災害警戒区域が指定
- 筑後川周辺の市街地に浸水想定区域が指定
- 近年、短時間に今まで経験しなかったような集中豪雨が頻発しており、筑後川の 河川のはん濫に伴う洪水による浸水に加え、低地部における内水はん濫による浸 水や低地の冠水等の危険性も有している



<<u>災害危険区域</u>> 資料:都市計画基礎調査、庁内資料等

(7)人口減少の更なる進行

略(変更なし)



	変	更 後			変	更前
「4.居住	誘導	享区域」 関連		「4. 居住	誘導	享区域」 関連
1. 居住誘導区域とは			1.	居住誘導区域とは		
<u>略</u>	`(変	更なし)_		<u>m</u>	子(変	更なし)_
2. 久留米市における居住誘導区域の記	设定に	こついて	2. :	久留米市における居住誘導区域の詞	ひ定 に	こついて
◆久留米市における居住誘導区域設定の考 ①居住誘導区域の視点(根拠)	え方			.留米市における居住誘導区域設定のま 居住誘導区域の視点(根拠)	きえた	ī
<u>略</u>	(変	更なし)_		<u> </u>	各(変	更なし)_
居住誘導区域設定の考え方 (都市計画運用指針他)		居住誘導区域の設定とその基準 (久留米市の考え)		居住誘導区域設定の考え方 (都市計画運用指針他)		居住誘導区域の設定とその基準 (久留米市の考え)
●基本的な考え方		(7.14.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1		●基本的な考え方		() () () () () () () ()
\$	⇒	<u>略(変更なし)</u>		\$	⇒	<u>略(変更なし)</u>
●居住誘導区域に含まない区域等				●居住誘導区域に含まない区域等		
●原則、居住誘導区域に含まないこととされる区域 ●災害リスクや整備状況等を勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則、居住誘導区域に含まないこととされている区域	\Rightarrow	び書のリスクがある区域は含まない 区域に含まないハザード区域 ・災害危険区域 ・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・家屋倒壊等氾濫想定区域 ※津波災害特別警戒区域、津波災害警戒 区域の指定はない その他ハザード区域の取扱い ・水防法に基づく浸水想定区域は、本市の既成市街地を多く含んでいる。しかし、これら区域は、すでに多くの人口が集積し、都市基盤が整備された地区であり、その他区域へ居住を誘導する考えが現実的ではない。別途、防災指針に定める防災・減災対策を実施し、居住誘導区域に含むものとする。		●原則、居住誘導区域に含まないこととされる区域 ●災害リスクや整備状況等を勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則、居住誘導区域に含まないこととされている区域	⇒	 災害のリスクがある区域は含まない 区域に含まないハザード区域 ・土砂災害特別警戒区域 ※地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は、上記区域に含まれる ※津波災害特別警戒区域、津波災害警戒区域の指定はない その他ハザード区域の取扱い ・久留米市洪水ハザードマップで指定された浸水想定区域は、本市の規制市街地を多く含んでいる。しかし、一方でこれら区域は、すでに多くの人口が集積し、都市基盤が整備された地区であり、その他区域へ居住を誘導する考えが現実的ではないため、災害に対する安全性を継続的に展開していくものとし、居住誘導区域に含むものとする。
●居住誘導区域に含めることについて 慎重に判断を行うことが望ましい区域	⇒	<u>略(変更なし)</u>		●居住誘導区域に含めることについて 慎重に判断を行うことが望ましい区域	\Rightarrow	略(変更なし)

	区域	本市の指定	居住誘導区域の対応
	災害危険区域(崖崩れ、出水等) <建築基準法>	あり	居住誘導区域に含まない (急傾斜地崩壊危険区域と同じ区域)
レッドゾーン	土砂災害特別警戒区域 <土砂災害警戒区域等における土砂災害 防災対策の推進に関する法律>	あり	居住誘導区域に含まない
→住宅等の建築や開発 行為等の規制あり	地すべり防止区域 <地すべり等防止法>	あり	居住誘導区域に含まない
	急傾斜地崩壊危険区域 <急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律>	あり	居住誘導区域に含まない
	浸水想定区域 <水防法>	あり	家屋倒壊等氾濫想定区域のみ 居住誘導区域に含まない
イエローゾーン →建築や開発行為等の	土砂災害警戒区域 <土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の 推進に関する法律>	あり	居住誘導区域に含まない
規制はなく、区域内の 警戒避難体制の整備 等を求めている	都市洪水想定区域、都市浸水想定区域 <特定都市河川浸水被害対策法>	なし	-

②居住誘導区域設定で用いた基準の考え

(追記)

略 (変更なし)

変 更 前

②居住誘導区域設定で用いた基準の考え

略(変更なし)